

投票区・投票所の見直し（案）

五戸町選挙管理委員会

## 1 はじめに

選挙は、住民が政治に参加し、主権者として自由な意思を政治に反映させることができる最も重要かつ基本的な機会です。

本町の現在の投票区は、平成 16 年 7 月 1 日に町村合併を行い、旧五戸町の 21 投票区と旧倉石村の 7 投票区の計 28 投票区であり、平成 16 年 7 月 11 日執行の参議院議員通常選挙から当該投票区で選挙を執行しています。当時の有権者数は 17,607 人でしたが、本年 3 月 1 日の定時登録による有権者数は 15,544 人となり、この 14 年余の間で、2,063 人、11.72%の減となり、投票区ごとの有権者数の差は年々逡増している状況です。

こうした状況の中、町内の人口動態に対応するとともに、投票所環境等新たな選挙執行環境を整え、さらに本町の厳しい行財政運営に対応するため、今回、投票区・投票所の見直しを検討することといたしました。

※注 有権者とは・・・本計画では選挙人名簿登録者又は選挙権を有する人、そのいづれも有権者として表記しています。

## 2 投票区

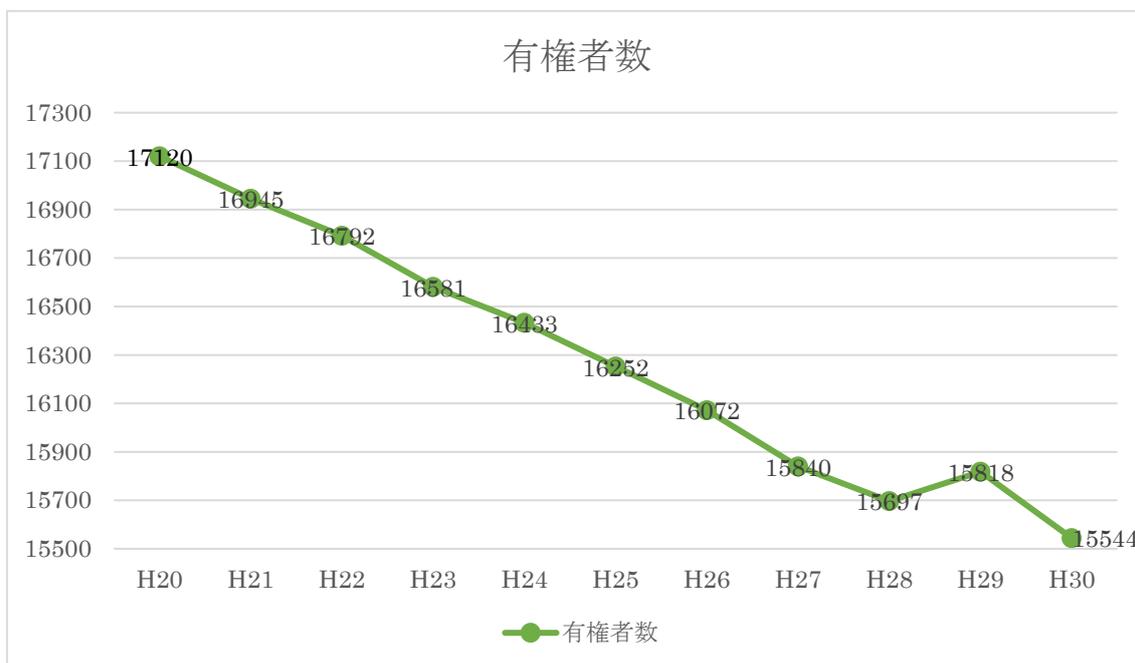
選挙における手続きの混乱を避け、正しく選挙が行われるよう、投票を一定の区域ごとに分けて行っています。この区域を「投票区」といい、投票区ごとに投票所で投票できる有権者を選挙人名簿として整理しています。

### (1) 見直しの背景

本町の有権者数は、次表のとおりであり、平成 20 年 3 月 2 日の有権者数 17,120 人から本年 3 月 1 日現在の有権者数は 15,544 人となり、全体の有権者数は減少傾向にあります。その一方で、有権者数が増加している投票区もあり、投票区ごとの有権者数の差は拡大しています。

また、選挙執行面では、上記の有権者数の差及び町内の就労産業の変化に伴い、投票立会人の選定が困難な投票区が多く見られるようになり、さらに町職員の減少に伴い、事務従事者の確保が困難となっています。

財政面では、国が負担する選挙委託費の基準を引き下げる関係法が平成 28 年 4 月に公布され、委託費が減額となり選挙執行経費の一層の効率化が求められているなど厳しい状況にあります。



※各年 3 月 2 日、H30 は 3 月 1 日の数値

年	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
有権者数	17,120	16,945	16,792	16,581	16,433	16,252	16,072	15,840	15,697	15,818	15,544

## (2) 現状と課題

本町の投票区は、28 投票区であり、行政区を基本に区割りしています。

投票区の規模（平成 30 年 3 月 1 日現在）は、有権者数 500 人未満の投票区 17 か所、500 人以上 1,000 人未満の投票区 6 か所、1,000 人以上 2,000 人未満の投票区 4 か所、2,000 人以上の投票区 1 か所となっており、各投票区に 1 投票所を設けています。

投票区の変更は昭和 35 年以降に一度、旧五戸町は現在のひばり野の第 21 投票区、旧倉石村は現在の向松、小渡の第 28 投票区を増設しております。当時の有権者数や地理条件などを検討し設定したのですが、現在は投票区の規模の偏りが大きくなっています。

このような現状のもと、人口減少や有権者数の格差、地理的状況を考慮し、選挙執行環境を整えていくことが課題となっております。

この課題を解決するに当たり、有権者の皆様の負担が過度にならないように配慮しつつ、より効率的な選挙の管理と執行経費の削減に努めていく必要があります。

## 投票区数の比較（H29.10.22 執行第 48 回衆議院議員総選挙時点）

自治体名	投票区数
五戸町	28
おいらせ町	20
七戸町	18
東北町	23

### 3 見直しの目的

町内の人口動態に対応しつつ、有権者の政治参加を促し、より効率的な選挙の管理・執行に努めるため、その基本となる投票区・投票所を見直し、新たな選挙執行環境を整えることを目的とします。

### 4 見直しの基本方針と基準

#### （1）投票区・投票所の見直しの基本方針

選挙は、民主主義を支える基本的な仕組みであることから、投票区・投票所の見直しにあたっては、関係地元の理解を得て進めるのはもちろんのこと、人口動態や有権者の投票行動などに注意を払いながら、地元の実情などを考慮していく必要があります。

- ①見直しの検討は、投票区及び投票所の設置位置を対象とします。
- ②投票区は、原則として同じ行政区内は同一とし、地域行政区を超えて設定しないこととします。
- ③投票区の規模は、おおむね 1,000 人程度が適正規模と考えていますが、立地状況等に配慮します。ただし、投票立会人の選定などの課題がありますので、最少人数を 500 人とします。
- ④関係地元の理解を得て進めます。
- ⑤人口動態や選挙制度の改正を考慮します。

#### （2）投票区・投票所の見直しの基準

- ①投票区は、有権者の過度の負担とならない範囲で投票区の見直しを目指します。
- ②有権者の安全安心の確保や公共施設の有効利用などの観点から投票所の位置を変更します。

### 5 見直しの計画

#### （1）見直しの内容

見直しの内容は、別添「投票区図面」及び「投票所」のとおりです。

## (2) 見直し後のポスター掲示場の状況

ポスター掲示場は、公職選挙法及び五戸町の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例により、町内 177 か所（H29.10 衆議院議員総選挙時点）に設置しています。

今回の見直しに伴い、ポスター掲示場の設置基準数も変更となるため、町内で 65 か所減少し、113 か所（H30.3.1 時点試算）となります。

## (3) 見直し内容の実施時期

平成 31 年 4 月執行予定の青森県議会議員選挙からの適用を予定しています。

## 6 見直し計画の合意形成に向けて

### ・選挙管理委員会案の決定（平成 30 年 3 月）

選挙管理委員会案としてある程度の方向性を決定いたします。

### ・町議会への情報提供（平成 30 年 4～5 月）

見直し計画（選挙管理委員会案）を町議会へ情報提供します。

### ・地元への説明（平成 30 年 6 月）

関係投票区・投票所の自治会長に見直し内容を説明し、御質問や御意見をいただきます。

### ・地元へのアンケート調査（平成 30 年 6 月～7 月）

関係投票区・投票所の自治会長に見直し内容についてのアンケート調査を実施します。

アンケートは自治会での意見を取りまとめていただきます。

同時にパブリックコメントを募集し、様々な意見を集約いたします。

### ・町議会への情報提供（平成 30 年 9 月）

アンケート調査結果及びパブリックコメントを踏まえた第 1 次見直し案について町議会へ情報提供を行います。

### ・見直し計画案の最終審議・決定（平成 30 年 9 月～10 月）

最終計画案を取りまとめ選挙管理委員会において審議・決定します。

### ・住民周知（平成 30 年 11 月から）

広報及びホームページ、毎戸配布等により住民へ周知します。

## 7 投票区削減による投票行動等への影響

投票区・投票所の削減により投票所までの移動距離が延び、投票所までの移動が困難な方への配慮が必要不可欠となります。そのため、当選挙管理委員会では、当該配慮者への移動支援策として送迎バスやジャンボタクシーの運行、タクシーの割引券の交付又は町職員による送迎等を検討しています。また、投票日当日のみならず、期日前投票での移動支援策も検討します。

県内の自治体において、当町より有権者数が多く、かつ投票区数が当町よりも少ない自治体においても同程度の投票率となっていますので、移動支援と併せて選挙啓発活動にも努めていきたいと思っております。

また、投票区を削減した県外の自治体においては、投票区削減前には同様の懸念（移動困難者への配慮、投票率の低下）が存在していましたが、投票区削減前後の投票率を比較すると同程度の投票率又は投票率の向上が見受けられます。当該自治体投票区削減後の対応を参考に当町の投票区・投票所の削減を進めていきたいと思っております。

### 県内自治体の比較（H29.10.22 執行第 48 回衆議院議員総選挙時点）

自治体名	投票区数	有権者数	投票率	期日前投票者数	期日前投票所数
五戸町	28	15,633	53.34%	1,799 人	5 か所
おいらせ町	20	20,760	55.14%	3,486 人	1 か所
七戸町	18	14,145	52.34%	1,899 人	2 か所
東北町	23	15,492	50.99%	1,751 人	2 か所

	五戸町	茂木町（栃木県）	高島町（山形県）
投票区数（現在）	28	13	17
投票区数（削減前）		20	28
選挙名（削減前）	H25.7.21 参議院議員通常選挙		
投票率（削減前）	41.51%	61.28%	60.70%
選挙名（削減後）	H28.7.10 参議院議員通常選挙		
投票率（削減後）	57.46%	62.15%	61.46%
選挙名（直近）	H29.10.22 衆議院議員総選挙		
投票率（直近）	53.34%	60.46%	62.70%

## 8 見直しによる効果

今回の見直しにより、投票区の数 は 現行の 28 か所 から 15 か所 となります。投票区 の 減少 に 伴い、投票所 も 減少 すること から、投票管理者 13 人、投票立会人 26 人、投票事務従事者 39 人、計 78 人の 人員削減 が 可能 となります。

また、選挙執行費については、人員削減により投票管理者報酬、投票立会人報酬、投票事務従事者の手当が削減されるほか、前述したポスター掲示場設置数の減少によりポスター掲示場の設置撤去費用などが削減されるため、平成 31 年度執行予定の国・県・町の選挙の全体で約 800 万円の財政支出の削減見込であるなど、より効率的な選挙の管理と執行経費の削減が図られることとなります。(H30.3.1 時点試算)

## 9 将来の見直しを検討

少子・高齢化などによる人口減少や就労産業の変化など、今後も町内における人口動態に注視しながら、今回の見直し後もその動向と投票行動に注意を払い、適正規模の投票区あるいは良好な投票所開設に努めていきます。